

2020年5月8日

太田都市ガス株式会社

## 新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるガス料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症拡大と影響の長期化を踏まえ、2020年4月7日経済産業省よりガス料金支払い期限等に関する特別措置について追加要請がありました。

上記を踏まえ、太田都市ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客様を対象として、お客様から当社に申し出があった場合には、下記の通りガス料金の特別措置を講ずることといたします。

### 記

#### 1. 適用対象

「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受け、お申し出いただいたお客様に適用させていただきます。(社会福祉協議会からの貸付の決定通知書をご提示いただきます。)

#### 2. 特別措置の内容

- (1) 2020年2月検針分(支払期限日が2020年3月25日以降となるもの)3月検針分のガス料金が、支払期限日経過後も未払いの場合の供給停止対応措置をそれぞれ2ヶ月猶予(延長)いたします。
- (2) 2020年4月検針分、5月検針分のガス料金の供給停止対応措置をそれぞれ1ヶ月猶予(延長)いたします。

※支払期限日:支払義務発生日(検針日)の翌日から起算して50日目をいいます。

なお上記特別措置の実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況によって、随時見直しを検討する予定です。

#### 3. 特別措置の申込先

太田都市ガス株式会社

営業部 リビング営業課

TEL:0276-45-4164

受付時間:平日の8:30~17:00